福島県快適トイレ整備事業補助金交付要綱

（通則）

第１条　福島県快適トイレ整備事業補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号。）並びに福島県補助金の交付等に関する規則（昭和４５年福島県規則第１０７号。以下「規則」という。）によるほか、この要綱に定める。

（交付の目的）

第２条　補助金は、大規模災害時等に避難所等に快適な仮設トイレを設置するため、民間事業者が整備する仮設トイレの快適化を促進し、県内全域で等しく良好なトイレ環境を実現することを目的とする。

（定義）

第３条　補助の対象となる者は、次の各号すべてに該当する者とする。

(1) 県内に本社又は営業所を有する者

(2) 県内に購入した快適トイレの保管場所を有する者

(3) 福島県との間で災害時等における物資等の調達に関する協定又は災害時における応急対策資材のレンタルに関する協定を締結している者又は同協定を締結している団体に属する者

２　この要綱において「快適トイレ」とは、別表１における「快適トイレの標準仕様」の項目「１ 快適トイレに求める機能」及び「２ 付属品として備えるもの」を満たすものをいう。

（補助の条件）

第４条　知事は、交付の目的を達成するため、補助を受けようとする者（以下、「申請者」という。）に対して、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

(1) 購入した快適トイレは、原則として福島県内のみの貸し出しとすること

(2) 大規模災害時等に福島県から要請があった場合は優先的に避難所等へ設置すること

２　知事は、交付の目的を達成するため必要があるときは、補助の対象となる地域について、条件を付すことができる。

（補助対象経費及び補助上限等）

第５条　この補助金の対象経費、補助率及び補助限度額は、別表２のとおりとし、補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第６条 規則第４条第１項の申請書は、福島県快適トイレ整備事業補助金交付申請書（様式第１号）によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

２　規則第４条第２項第２号に規定する別に定める書類は、別表３のとおりとする。

３　申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、１部とする。

４　申請者は、第１項の申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

　ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付決定）

第７条　知事は、補助金交付申請の内容が適正であると認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付決定を行い、申請者に通知するものとする。

２　知事は、前項による交付の決定を行うにあたっては、前条第４項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めた時は、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

３　知事は、前条第４項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

４　知事は、第１項の通知に際して必要な条件を付すことができる。

（補助事業等の変更）

第８条　前条第１項により交付決定を受けた者（以下、「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる区分に該当する場合は、当該各号に定める書類を提出するものとする。

ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

(1) 補助事業の内容を変更（事業費の20％以内の変更を除く。）をしようとするとき　福島県快適トイレ整備事業補助金変更承認申請書（様式第３号）

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき　福島県快適トイレ整備事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第４号）

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき　福島県快適トイレ整備事業補助金完了期間延長承認申請書（様式第５号）

２　前項の書類の提出期限は、別に定める。

３　第１項ただし書きによる軽微な変更とは次の各号に掲げるいずれかの場合とする。

(1) 補助対象経費の20％以内の減額又は補助金交付申請額の変更を伴わない増額をすること

(2) 事業の主要な部分に重要な変更を及ぼさない変更をすること

（申請を取り下げることができる期日）

第９条　規則第８条第１項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

（完了報告）

第10条　補助事業者は、当該事業が完了したときは、速やかに福島県快適トイレ整備事業完了報告書（様式第６号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条　規則第13条の規定による実績報告は、福島県快適トイレ整備事業実績報告書（様式第７号）に次に掲げる書類を添えて、補助事業が完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の１月末日のいずれか早い日とする。

(1) 領収書又は支払いを証する書類（写）

(2) 快適トイレが納品されたことが分かる写真

(3) その他知事が必要と認める書類

２　第６条第４項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第１項の実績報告書を提出するに当たって、第６条第４項ただし書きに該当し、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

３　第６条第４項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第１項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第８号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の交付の請求）

第12条　規則第14条の規定による補助金額確定の通知を受けたときは、福島県快適トイレ整備事業補助金交付請求書（様式第９号）を速やかに知事に提出しなければならない。

（財産処分の制限等）

第13条　規則第18条第１項に規定する承認申請は、福島県快適トイレ整備事業補助金財産処分承認申請書（様式第10号）によるものとする。

２　規則第19条第２項第２号に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

３　知事は、補助事業者が当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させるものとする。

（会計帳簿等の整備等）

第14条　補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して５年間保存しておかなければならない。

（その他）

第15条　この要綱に定めることのほか必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表１ 快適トイレの標準仕様（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 項 目 | 内 容 |
| １ 快適トイレに求める機能 | 1. 洋式（洋風）便器 2. 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置を含む） 3. 臭い逆流防止機能 4. 容易に開かない施錠機能 5. 照明設備 6. 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚（耐荷重を５kg 以上） |
| ２ 付属品として備えるもの | 1. 男女別の明確な表示 2. 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫 3. サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置） 4. 鏡と手洗器 5. 便座除菌クリーナー等の衛生用品 |
| ３ 推奨する仕様、付属品  （満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。） | 1. 便房内寸法900×900mm 以上（面積ではない） 2. 擬音装置（機能を含む） 3. 着替え台 4. 臭気対策機能の多重化 5. 室内温度の調整が可能な設備 6. 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等） |

別表２（第５条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助率及び補助限度額 |
| 快適トイレの購入に要する経費（輸送費、設置費を除く。） | 対象経費の１／２以内。  快適トイレ１基あたり30万円上限。 |

別表３（第６条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 申請に必要な書類 | 添付書類名等 |
| １ 県内に本社又は営業所があることを示す書類 | 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書。発行後３か月以内のもの。） |
| ２ 快適トイレの保管場所等を示す書類 | 地図、敷地図面等 |
| ３ 対象経費を示す書類 | 見積書の写し（自社調達にあっては、製造原価を示す書類の写し等） |
| ４ 申請する補助金等の交付要件を満たしていることについて、申請者が自ら確認したことを明示した確認書 | 確認書（様式第２号） |
| ５ 快適トイレの仕様を満たしていることが分かる資料 | 仕様書、カタログ等 |

様式第１号（第６条関係）

番　　　　　　号

令和　年　月　日

　福島県知事

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所又は所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は代表者の氏名

福島県快適トイレ整備事業補助金交付申請書

福島県補助金等の交付等に関する規則第４条第１項の規定並びに福島県快適トイレ整備事業補助金交付要綱第３条第１項の規定に基づき、同補助金の交付について、下記のとおり申請します。

なお、購入した快適トイレは、原則として福島県内のみの貸出とし、大規模災害時等に福島県から要請があった場合は、優先的に避難所へ設置することを誓約します。

記

1. 事業計画

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業所名  <保管予定住所> | 購入計画数量  （A） | 対象経費  （B） | 申請額の内訳  （C）  (A)×30万円又は(B)×1/2 のいずれか低い額 |
|  | 基 | 円 | 円 |
|  | 基 | 円 | 円 |
| 計 |  |  |  |

※１事業者で金額の異なる快適トイレを購入する場合は、行を分けて記載すること。

２　事業完了予定年月日

令和 年 月 日

３　本件責任者及び担当者

(1)　責任者氏名

(2)　担当者氏名

(3)　連絡先

４　添付書類

(1)　法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書。発行後３か月以内のもの。）

(2)　快適トイレの保管場所等を示す書類（地図、敷地図面等）

(3)　見積書の写し

(4)　確認書（様式第２号）

注　用紙の大きさは、Ａ列４番とする。

(5)　快適トイレの仕様を満たしていることが分かる資料（仕様書、カタログ等）

様式第２号（第６条関係）

確認書

補助金名：福島県快適トイレ整備事業補助金

|  |  |
| --- | --- |
| 確 認 項 目 | チェック欄 |
| 県内に本社又は営業所を有しています。 |  |
| 県内に購入した快適トイレの保管場所を有しています。 |  |
| 購入した快適トイレは、法定耐用年数が経過するまでの間、原則として福島県内のみの貸し出しとし、大規模災害時等に福島県から要請があった場合は優先的に避難所等へ設置します。  なお、当該快適トイレが貸出中により避難所等への設置が困難な場合、他に所有する同等の仕様を満たす仮設トイレを代替品として設置するよう努めます。 |  |
| 福島県との間で災害時等の応急対策に関する協定を締結している又は同協定を締結している団体に属しています。 |  |
| 福島県からの要請に応じ、購入した快適トイレの保管状況及び活用状況を報告します。 |  |

（私は、）福島県快適トイレ整備事業補助金の申請に際し、上記全ての項目を確認しました。

確認年月日　　令和　年　月　日

申請者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

注　用紙の大きさは、Ａ列４番とする。

様式第３号（第８条関係）

番　　　　　　号

令和　年　月　日

　福島県知事

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所又は所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は代表者の氏名

福島県快適トイレ整備事業変更承認申請書

下記により福島県快適トイレ整備事業の事業計画を変更したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第６条第１項の規定により、承認してくださるよう申請します。

なお、購入した快適トイレは、原則として福島県内のみの貸し出しとし、大規模災害時等に福島県から要請があった場合は、優先的に避難所へ設置することを誓約します。

記

１　補助金の交付決定年月日及び番号

　　令和　年　月　日付け福島県指令　　　第　　　号

２　事業計画

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業所名  <保管予定住所> | 購入計画数量  （A） | 対象経費  （B） | 申請額の内訳  （C）  (A)×30万円又は(B)×1/2 のいずれか低い額 |
|  | 基 | 円 | 円 |
|  | 基 | 円 | 円 |
| 計 |  |  |  |

変更前と比較できるように変更前を（ ）で記載すること。

３　変更の理由

４　変更の内容

５　添付書類　※変更あるもののみ添付すること

(1)　法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書。発行後３か月以内のもの。）※変更後

(2)　快適トイレの保管場所等を示す書類（地図及び敷地図面等）※変更後

(3)　見積書の写し※変更後

(4)　確認書（様式第２号）※変更後

(5)　快適トイレの仕様を満たしていることが分かる資料（仕様書、カタログ等）※変更後

注　用紙の大きさは、Ａ列４番とする。

様式第４号（第８条関係）

番　　　　　　号

令和　年　月　日

　福島県知事

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所又は所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は代表者の氏名

福島県快適トイレ整備事業補助金中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付福島県指令 第 号で補助金の交付決定のあった福島県快適トイレ整備事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、承認してください。

記

1. 事業中止（廃止）の内容

1. 中止（廃止）しようとする理由

注　用紙の大きさは、Ａ列４番とする。

様式第５号（第８条関係）

番　　　　　　号

令和　年　月　日

　福島県知事

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所又は所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は代表者の氏名

福島県快適トイレ整備事業補助金完了期間延長承認申請書

　令和 年 月 日付福島県指令 第 号で補助金の交付決定のあった福島県快適トイレ整備事業は、下記のとおり予定の期間内に完了しないので、完了期限の延長を承認してください。

記

1. 事業が予定の期間内に完了しない理由

1. 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

注　用紙の大きさは、Ａ列４番とする。

様式第６号（第10条関係）

番　　　　　　号

令和　年　月　日

　福島県知事

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所又は所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は代表者の氏名

福島県快適トイレ整備事業完了報告書

　令和 年 月 日付福島県指令 第 号で補助金の交付決定のあった福島県快適トイレ整備事業について、下記のとおり完了しましたので報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 | 福島県快適トイレ整備事業 |
| 交付決定年月日・番号 | 令和　年　月　日付け福島県指令　　　第　　　号 |
| 交付決定額 | 円 |
| 着手年月日 | 令和　年　月　日 |
| 完了年月日 | 令和　年　月　日 |

注　用紙の大きさは、Ａ列４番とする。

様式第７号（第11条関係）

番　　　　　　号

令和　年　月　日

　福島県知事

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所又は所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は代表者の氏名

福島県快適トイレ整備事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付福島県指令 第 号で補助金の交付決定のあった福島県快適トイレ整備事業を下記のとおり実施しました。

記

1. 事業内容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業所名  <保管予定住所> | 購入計画数量  （A） | 対象経費  （B） | 申請額の内訳  （C）  (A)×30万円又は(B)×1/2 のいずれか低い額 |
|  | 基 | 円 | 円 |
|  | 基 | 円 | 円 |
| 計 |  |  |  |

※納品書、領収等購入実績を示す書類の写しを添付すること。

※納品されたトイレの写真を添付すること。

1. 事業完了年月日 令和 年 月 日

注　用紙の大きさは、Ａ列４番とする。

様式第８号（第11条関係）

番　　　　　　号

令和　年　月　日

　福島県知事

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所又は所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は代表者の氏名

福島県快適トイレ整備事業補助金実績報告書

仕入れに係る消費税等相当額報告書

令和 年 月 日付福島県指令 第 号で交付決定のあった福島県快適トイレ整備事業について、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金額（知事が確定通知書により通知した額） 金 円

1. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 金 円（A）

1. 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 金 円（B）

1. 補助金返還相当額

金 円（B）-（A）

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

注　用紙の大きさは、Ａ列４番とする。

様式第９号（第12条関係）

番　　　　　　号

令和　年　月　日

　福島県知事

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所又は所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は代表者の氏名

福島県快適トイレ整備事業補助金交付請求書

　令和 年 月 日付福島県指令第 号で交付決定のあった福島県快適トイレ整備事業補助金について、下記のとおり交付してくださるよう請求します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 | 福島県快適トイレ整備事業 |
| 事業費 | 円 |
| 交付決定額　　(A) | 円 |
| 今回請求額　　(B) | 円 |
| 残額　　　(A)-(B) | 円 |

〈口座情報〉

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 | 銀行 支店 | | |
| 口座種別 | 普通・当座 | 口座番号 |  |
| （ふりがな）口座名義 | （ ） | | |

※振込口座通帳の写し（銀行支店名、口座名義、口座番号がわかる箇所）を添付すること

注　用紙の大きさは、Ａ列４番とする。

様式第10号（第13条関係）

番　　　　　　号

令和　年　月　日

　　福島県知事

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 住所又は所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 名　　　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 氏名又は代表者の氏名

取得財産処分承認申請書

　福島県快適トイレ整備事業補助金により取得した財産を下記により処分したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第１８条第１項の規定により、承認してくださるよう申請します。

記

　１　品目

　２　取得価格及び時価

　３　取得年月日

　４　処分の方法

　５　処分の理由

　６　処分予定価格

　（注）別に指示する資料を添付のこと。

注　用紙の大きさは、Ａ列４番とする。